

聴覚・平衡・音声・言語又はそしゃくの機能障害の状況及び所見

1 聴覚障害の状況及び所見

(1) 聴力(会話音域の平均聴力レベル)

右	dB
左	dB

(2) 障害の種類

伝音難聴
感音難聴
混合難聴

(3) 鼓膜の状況

(右) (左)



(4) 聴力検査の結果(ア又はイのいずれかを記入する。)

ア 純音による検査

	500	1000	2000	Hz
0				
10				
20				
30				
40				
50				
60				
70				
80				
90				
100				
110				
dB				

イ 語音による検査(語音明瞭度)

右 % (dB)
 左 % (dB)

(5) 身体障害者手帳(聴覚障害)の所持状況 有 ・ 無

2 平衡機能障害の状況及び所見

(1) 平衡失調の状況

- ア 末梢性
- イ 中枢性
- ウ その他(_____)

(2) 所見

- ア 閉眼起立 (可・不可)
- イ 開眼直線歩行10m (可・不可)
- ウ 閉眼直線歩行10m (可・不可)

3 音声・言語機能障害の状況及び所見

(1) 発声の状況

(2) 意思疎通の程度

- ア 発声はあるが、ほとんど肉親との会話の用をなさない。
- イ 肉親との会話は可能であるが、他人には通じない(診断の際応答が不能である。)
- ウ 日常の会話が可能であるが、不明瞭で不便がある。

4 そしゃく機能障害の状況及び障害の程度

(1) 障害の状況

- ア 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるそしゃく機能障害
- イ 延髄機能障害(仮性球麻痺及び血管障害を含む。)及び末梢神経障害によるもの
- ウ 外傷、腫瘍切除等による顎(顎関節を含む。)口腔(舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等)咽頭又は喉頭の欠損等によるもの
- エ 口唇・口蓋裂等の先天異常の後遺症による咬合異常によるもの
- オ その他

[]

(2) 障害の程度

- ア そしゃく・嚥下機能の障害の程度
 - (ア) 経口摂取ができないため、経管栄養を用いている(そしゃく機能の喪失3級)
 - (イ) 経口摂取のみでは十分に栄養摂取できないため、経管栄養を併用している(そしゃく機能の著しい障害4級)
 - (ウ) 開口できないため又は誤嚥の危険が大きいため摂取できる食物の内容又は摂取方法等に著しい制限がある(そしゃく機能の著しい障害4級)
- (エ) その他

[]

イ 咬合異常によるそしゃく機能の障害の程度

(ア) 口唇・口蓋裂等の先天異常の後遺症による著しい咬合障害があり、歯科矯正治療等を必要とする(そしゃく機能障害4級)

(イ) その他

[]

(備考)

(1) 1から4までについては、関係部分の障害について記入すること。

(2) 聴力障害の認定に当たっては、JIS規格によるオージオメータで測定する。

dB値は、周波数500、1000、2000Hzにおいて測定した値をそれぞれa、b、cとした場合

$\frac{a+2b+c}{4}$ の算式により算定し、a、b、cのうちいずれか1又は2において100dBの音が

聴取できない場合は、当該dB値を105dBとして当該算式を計上し、聴力レベルを算定する。

(3) そしゃく機能障害の認定に当たっては、小腸機能障害を併せ持つ場合は、必要とされる栄養摂取の方法等が、どちらの障害によるものであるか等について詳細に診断し、該当する障害について認定することが必要である。

(4) 2から4までについては、該当する項目を で囲むこと。